

【 処置 】**664 ヘモダイアフィルタールと吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）の併算定について**

《令和7年8月29日》

○ 取扱い

透析アミロイドーシスを伴う慢性腎不全における人工腎臓（オンラインHDF）時のヘモダイアフィルタールと吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）の併算定は、原則として認められる。

なお、人工腎臓（オンラインHDF）とは、J038 人工腎臓「1」～「3」（慢性維持透析を行った場合）の各所定点数に、注13 慢性維持透析濾過加算（50点）を併せて行ったものをいう。

○ 取扱いを作成した根拠等

吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）については、厚生労働省通知※に「吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）は、（略）人工腎臓（血液透析に限る。）を行う際に用いた場合に、初回の使用日から1年を限度として算定する。」と示されている。

本材が保険適用になった1996年時点では、本邦の血液浄化療法のほぼ全てが血液透析であったが、現在ではオンライン血液透析ろ過が確立し、2021年時点では、透析ろ過50.5%、血液透析45.9%となっている。そのような状況を勘案し、重症の透析アミロイドーシスに吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）を算定することは医学的に妥当と考える。

以上のことから、透析アミロイドーシスを伴う慢性腎不全における人工腎臓（オンラインHDF）時のヘモダイアフィルタールと吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）の併算定は、原則として認められると判断した。

（※）特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について